

62—02 P

**原査定において新規性を否認して拒絶した出願を
審判では進歩性がないとして拒絶するのが適当と
判断した場合の取扱い**

原査定において引用刊行物を示し、新規性なしとの拒絶理由で拒絶査定した出願の拒絶査定不服審判において、その出願の発明は前記と同一の引用刊行物による公知事実に基づいて容易に発明をすることができたものであると認めるのが適当であると判断したときには、特 § 159②の査定の理由と異なる拒絶理由を発見した場合と解すべきであるから、改めて拒絶理由を通知する。

なお、このような場合における新規性を否定した原査定の拒絶理由と、審判における進歩性否定の拒絶理由とは同一の趣旨のものとみることができるから、査定の理由と異なる拒絶理由発見の場合と解しないで、直ちに審決をしても良いとする裁判例もあるが（東高判昭 26.5.19（昭 25（行ナ）7号））、これらの事件は、いずれも大正 10 年法に係るものであって、新規性と進歩性との適用条文が同じ旧特 § 1 であるから、前記の裁判例がそのまま現行法の場合に当てはまるとはいえない。

（改訂 H24. 3）